

## 第13回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和4年12月23日（金）10:00～12:02

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】 河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】 内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【オブザーバー】 日本銀行

【事務局】 総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、目副統計審査官ほか

4 議題

- (1) 一般原則「分類の基準」について（その6）
- (2) 供給側の視点から見た検討について（生産技術の類似性等）（その3）
- (3) 小売業における非専門店等の扱いについて（その4）
- (4) 大分類S（公務）について（その3）
- (5) 大分類I等の案件（調整中だったもの）について
- (6) 第11回及び12回の検討チームにおける御意見への対応について
- (7) その他

5 議事概要

(1) 議題1 一般原則「分類の基準」について（その6）

資料1-1及び1-2に基づき、事務局が「分類の基準」の修正案を説明し、その後に質疑応答が行われた。箇条書きの(3)の部分の改定案に関して個々の構成員から発言があり、その後に意見交換がなされたが、合意に至らなかった。このため、次回の検討チームに事務局が修正案を提案することになった。

主な質疑の内容は以下のとおり。

- 資料1-2の改定案のうち、(3)で仮置きとされている案が良いと思う。
- 事務局が提案した資料1-2の(3)の改定案で結構だと思う。
- 事務局の提案である資料1-1の「2」が良いと思う。
- 第12回検討チームにおいて提案された案（「(3) 生産される財又はサービスの用途又は機能」）が良いと考える。他方、今回の（案）に記述されている「性質」は、「高い、安い」、「多様性がある、ない」、あるいは「柔らかい、堅い」などを示す言葉である。「用途」や「機能」は「性質」とは別のものであり、「用途」と「機能」をまとめて「性質」とするのは適当ではないと思う。「財の用途又は機能」又は「サービスの用途又は機能」の全部を含めた和集合とすることは差し支えないと考えるので、前回提案された案が良いと思う。
- 資料1-1の改定案の「2」が良いと思う。「1」の(3)と(4)の2つに分ける案は「and」に読めるので避けた方が良いと思う。ただし、「機能」という言葉は「財」や「サービス」の作用を意味していると思う

が、その意味が何なのかが少し気にはなった。

- 資料1-1の改定案の「2」あるいは「3」のどちらかであれば良いと考える。
- 資料1-1の改定案の「2」が良い。
- 資料1-1の改定案の「2」が良いのではないかと思ったが、「用途」又は「機能」を包括した概念として「性質」という単語を使うことは適切ではないという御意見を踏まえると判断に迷う。事務局として、この「性質」の意味をどう認識しているのか。
  - ← ISICでは『「characteristic」で分類する』とされており、今回、「characteristic」の訳語として「性質」という言葉を選択した。
- 「2」の案が良いのではないかとの意見が多かったが、日本語の「性質」という言葉の意味からは適当ではないとの意見が出されている。「characteristic」という単語がISICで使われているので、その訳として「性質」という単語を使っているという事務局の説明であるが、「性質」という用語を使っている案の「2」ではいかがか。
- やはり納得できない。「用途」と「機能」とをまとめて「性質」というのは適当ではない。
- 「characteristic」の意味を調べると「特性」とか「特徴」という訳がある。例えば、「性質」ではなく「特徴」とするのはいかがか。
- 「2」の案で良さそうだが、「characteristic」の訳として「性質」という単語が適当ではないという意見があるので、「性質」以外の候補も考えた上で最終的な案にしてほしい。

## (2) 議題2 供給側の視点から見た検討について（生産技術の類似性等）（その3）

資料2に基づき、「卸売業、小売業」のうち商業の「機能」面に着目した定性的な検討結果の説明を事務局が行い、その後質疑応答が行われた。課題と対応方策の提案のほか、仲卸業の機能も整理することが了承された。

主な質疑の内容は以下のとおり。

- 卸売市場には、卸売業者から仕入れて卸売市場外の業者へ卸す「仲卸業」が存在する。野菜や果実を細かくパック詰めして市場に流す役割を担っているようだが、その「仲卸業」の位置付けを整理することも必要ではないかと思った。
  - ← 「仲卸業」の機能も検討したい。
- 「商業統計調査」を実施していた際には、1次卸と2次卸、入荷先と出荷先を適切に把握できていたが、「経済センサス-活動調査」の実施以降はそれらの把握ができなくなった。それらを全く識別できない状況では、産業分類に仲卸業の区分を設けることにより把握できるようにする御提案は大変有意義だと思う。
- 「商業統計調査」では、それらの調査項目を基にして流通段階で区分していた。「流通段階別統計編」が最後にいつ作成されたかは定かではないが、「流通段階別統計編」と産業分類の関係を比較すれば、ある程度の手がかりが得られると思う。
  - ← 御意見は課題として検討して参りたい。
- 「仲卸業」の課題は検討していただくこととし、今回の供給側からの検討の方法論、課題に対する対応方法の提案は了承いただいたものとする。

## (3) 議題3 小売業における非専門店等の扱いについて（その4）

資料3-1及び3-2に基づき、事務局が「ワンプライスショップ」の新規立項に伴う検証結果を説

明し、その後に質疑応答が行われた。小売業における非専門店の改定案は了承されたが、一部の用語（「定額」及び「階層」）は再検討することとされた。

なお、「ワンプライスショップ」の新規立項に伴うデメリットの意見については、議事録に記録することになった。

主な質疑の内容は以下のとおり。

- 「ワンプライスショップ」の売上高はそれほど増加することはないだろうが、事業所数はそれなりにあり、しかも、中分類の「56 各種商品小売業」に非専門店と思われる様々な小売業を集める作業をしており、そのように大きく動かすのであれば、事務局の提案どおりに「ワンプライスショップ」を立項することは良いと考える。
- ある程度の「規模」があることも確認できたので、新規立項は賛成である。
- 立項は賛成である。データの継続性が失われる懸念も考えられるが、「小売業」は、金物、荒物、陶磁器・ガラスの小売りのほか、他に分類されないじゅう器の小売りのように結構細かく分かれている一方で、最近は何でも売っている小売店も増えてきている。このような状況を考慮すると、将来的に「小売業」の分類項目の細かさを検討する必要があると考える。
- 資料に示されているグラフの動向が不可解である。これはワンプライスショップの影響を受けているためと考える。グラフのデータは連続しているが、その内容が別のものに入れ替わっているのではないかと思えるので、そのような課題を対処するために「ワンプライスショップ」を立項しても良いのではないかと思う。
- 立項は賛成である。資料3-2の改定素案の「5661 ワンプライスショップ」の説明文の4行目から5行目にかけて「定額を基本に小売する」とあるが、割引をしないという意味にも解釈できるため、「一定額」という表現が良いのではないか。また、資料の改定素案の「5611 百貨店」の説明文の4行目に「階層別に異なる商品を陳列」とあり、その趣旨は「フロアごとに異なる商品を陳列」という意味であると理解するが、「階層別」の「階層」は「上流」や「中流」という意味の「階層」とも解釈されるおそれがあるため、フロア別という意味にして「階別」や「店舗の階ごと」という表現が良いのではないか。
- 私も立項に賛成である。その理由として、「ワンプライスショップ」は通常の「スーパー」などと比べてマージンの生産構造が少し違うのではないかと認識しているためである。具体的には、通常の「スーパー」は多様な価格を設定し、その価格から仕入値を引いてマージンとしている。一方、「ワンプライスショップ」は、価格の違いは多少あるものの、ほぼ均一の価格で販売しており、それから仕入値を引いて利益を上げていることが異なる。
- 供給サイドから分類を検討するという観点から考えると、価格設定の差異だけにより供給サイドの生産技術が異なるとして扱い、それを根拠に立項することには疑問がある。もしも入荷やブランディングのノウハウが違って、それが生産技術の違いであるという解釈であればまだ納得できるが、価格設定の違いだけだとすれば、供給サイドから分類を検討するという基本からは外れるので反対である。

その上で、仮にノウハウが違うのだから生産技術が違おうとしても、現状では様々な分類にワンプライスショップが混在しているため、それを寄せ集めて新しい分類を設定することにより、小売業の専門店のほとんどであるとは言わないが、複数の分類が過去と接続できなくなることを考えると、そこまでして立項する意味があるのかと思う。

次に、中分類「56 各種商品小売業」において非専門店をこれだけ大きく改変するのだから、立項しても

良いのではないかという意見もあった。コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターのように、従来から存在していた分類を移動しただけであれば、過去との接続はできる。しかしながら、「ワンプライスショップ」の場合は、複数の分類に混在しているものを少しずつ抜き出して集約することになるので、ホームセンター等のように分類の場所を移動するだけのケースとは性質が全く異なる。その点を非常に懸念している。

さらに、先ほど小売業の分類の細かさを検討した方が良いのではないかという意見があったが、そのとおりだと思う。細か過ぎるものがあったり、性質の違うものが一つの分類に含まれたりしており、それこそ「ワンプライスショップ」のような他と全く違う性質のものが含まれているというのであれば、その課題改善に是非取り組んだ方が良いと思う。

しかし、それを根本的に改善するためには、「ワンプライスショップ」を本当に立項すべきなのか、あるいは他の分け方があるのではないかなどをしっかりと議論する必要がある。そういった議論をしないまま、今回、性急に「ワンプライスショップ」を立項すると過去と接続できなくなるばかりか、例えば、次々回の改定において、小売業の分類項目を見直した結果として「ワンプライスショップ」が削除されるようなことになれば、再度接続できなくなることが生じる。こういった問題を避けるためにも、今回「ワンプライスショップ」を立項することは避けるべきではないかと主張する。

ワンプライスショップ自体の規模を把握できるというメリットがあり、それを統計の利用者が知りたいというニーズがある程度あるかもしれないというのは分かるが、メリットよりデメリットの方が大きいと思う。

- 「ワンプライスショップ」の事業所数が増えており、他の小売店と比べてマージンの生産構造に大きな違いがあると考えられる。また、データの連続性という観点からは立項に慎重な考えも理解できるが、多くの「ワンプライスショップ」が洋品雑貨・小間物小売、荒物小売、その他に含まれるのは課題であり、その立項により集約が可能になれば意味があるので、「ワンプライスショップ」の立項には賛成である。
- ワンプライスショップを新たに立項することは承認するが、そのデメリットを指摘する意見を記録することとする。また、「ワンプライスショップ」の改定素案における「定額」、「百貨店」の改定素案における「階層別」という表現については、事務局が修正案を検討し、次回報告してほしい。

#### (4) 議題4 大分類S（公務）について（その3）

資料4-1～4-2に基づき、事務局が前回指摘された改定案の修正案を説明し、その後に質疑応答が行われた。修正案は了承された。

主な質疑の内容は以下のとおり。

- 今回の改定により、大分類Sの公務とそれ以外の大分類に区別する理由が分かりやすいものになったと思う。

#### (5) 議題5 大分類I等の案件（調整中だったもの）について

資料5-1～5-7に基づき、事務局、経済産業省及び環境省が以下の事項の説明を行った。

- ① 「大分類I-卸売業、小売業」の中分類「53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」の小分類「536 再生資源卸売業」の細分類「5369 その他の再生資源卸売業」の内容例示に「古材卸売業」を追記すること

② 「大分類R-サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「89 自動車整備業」の小分類「891 自動車整備業」の細分類「8919 その他の自動車整備業」の内容例示に「自動車フィルム施工業」を追記すること

③ 管理、補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引についての考え方や判断基準については、今回は課題の整理を行い、次々回の改定において検討すること  
その後質疑応答が行われ、①、②及び③のいずれも了承された。  
主な質疑の内容は以下のとおり。

《内容例示の追加》

- 「自動車フィルム施工業」に関して、「その他の自動車整備業」において、既に利用されている車にフィルムを貼ることを内容例示とすることは理解できるが、新車にフィルムを貼る場合にそれを例示として入れることに違和感がある。また、「ラッピングバス」について、「ラッピング」はフィルムをバスの車体に貼るというイメージがあるので、内容例示が車種の混在となるのではないかと。
  - ← 製造段階で窓ガラスにフィルムを貼ることはない。「道路運送車両の保安基準」があり、その基準に窓ガラスに貼れるものの規定があることから、現段階では購入後にカスタマイズするものと考えて改定案を作成した。
  - ← 「カーラッピング」については、まだ市場が成熟していない状況なので、今後の検討課題とさせていただきたい。カーラッピングは、塗装に比べると環境負荷が低く、全体をラッピングするとさらに電動化にとってプラスではないかという意見もある。その状況を把握させていただき、2035年の電動化の目標の達成状況なども踏まえた上で、次回改定の際に検討させていただきたいと考えている。
- 新車の段階でフィルムを貼ることはないと理解した。また、ラッピングバスについては、広告用にラッピングするというイメージをもって質問した。
- 「古材卸売業」及び「自動車フィルム施工業」を内容例示に追記する改定案に異論はない。「古材卸売業」については、生産物分類においても検討したいとの説明があったが、「自動車フィルム施工業」についても、市場規模にもよるが「フィルム施工サービス」があれば、生産物分類でも検討しても良いのではないかと。
  - ← 「フィルム施工サービス」については、生産物分類の「R」において事務局が今後検討されるものと理解している。生産物分類の「R」には、「その他の自動車整備サービス」という統合分類があり、その中に「事業者向け」、「一般消費者向け」という分類があり、その両者に当てはまると考えている。×例示として、「部品の販売（工賃の発生しないもの）」にも合致すると考えている。

《管理補助的経済活動を行う事業所関係》

- 是非、検討してほしい。「管理補助的経済活動」については、アメリカのデータと比較する際、サイズが違うので課題であると認識している。日本とアメリカの経済センサスの数字を比較しながら妥当性を検討してほしい。
- ホテルや印刷業だけに限定される内容ではないので、課題として認識していただいているのであれば結構である。
- 重要な分野なので、次々回の改定に向けてデータに基づいて検討していただきたい。

(6) 議題6 第11回及び12回の検討チームにおける御意見への対応について

資料6-1～6-8に基づき、事務局及び経済産業省が以下の事項を説明した。

- ① 大分類E-製造業の中分類「13 家具製造業」の総説及び小分類「131 家具製造業」の説明文の改定案「日常生活に使用される家庭用及び事務所用家具」の記述の修正案
- ② 大分類E-製造業の中分類「13 家具製造業」の総説の改定案の1行目の「(和式及び洋式を含む。)」の記述の修正案
- ③ 大分類E-製造業の中分類「13 家具製造業」の小分類「131 家具製造業」の説明文の改定案の記述の修正案
- ④ 大分類L-学術研究、専門・技術サービス業の中分類「72 専門サービス業(他に分類されないもの)」の細分類「7261 デザイン業」の説明文及び内容例示の改定案の修正案
- ⑤ 大分類I-卸売、小売業の中分類「60 その他の小売業」の細分類「6099 他に分類されない小売業」及び中分類「61 無店舗小売業」の細分類「6199 その他の無店舗小売業」の説明文及び内容例示の改定案の修正案
- ⑥ 大分類O-教育、学習支援業の中分類「82 その他の教育、学習支援業」の細分類「8249 その他の教養・技能教授業」の改定案の修正案

その後に質疑応答が行われた。「7261 デザイン業」の説明文として2つの修正案が提示され、案の2が了承されたほか、他の修正案は特段の意見もなく了承された。

#### (7) 議題7 その他

資料7-1～7-4に基づき、事務局、厚生労働省及び経済産業省が以下の事項について説明及び報告を行った。

- ① 「施設給食業」の新規立項案に係る量的基準に係る補足説明について
- ② 「電気業」について、発電種別に細分類を設けるべきとする意見への対応方針について
- ③ 内容例示の見直しの実施状況について
- ④ ISIC改定の進捗状況の報告について

その後に質疑応答が行われた。説明事項及び報告内容は了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

#### 《「電気業」を発電種別に細分類を設けることについて》

- 多様な電源構成により電力供給を行っている10の電力会社等の発電事業者にとって、火力が中心なのか、原子力が中心なのかとか、そのような内容により企業として決められることが望ましくないのは理解できる。

最近、太陽光発電など多くの小規模事業者が増えているが、その事業者が火力発電業であったり、水力発電業や太陽光発電業などとして扱われることはないと思う。おそらく、太陽光発電業であれば太陽光発電業のまま、風力発電業であれば風力発電業のままだと思うので、このような事業者に関しては分類ができるのではないかと思う。

次々回の改定は多分5年後くらいとなり、かなり先になる。「太陽光発電業」などはかなり関心が高まっているので、これは検討できるのではないかと思う。10の電力会社との調整の問題ではないような気がする。

← 経済産業省及び資源エネルギー庁としては、電力の安定供給の観点から、送配電の分離、または配電

事業としてのコミュニティーの配電も推進している。実際に地方自治体で取り組まれているケースとしては、特定のエリア内で分散している電源リソースを自営の配電網でつないでいる事例もある。そこでは、太陽光発電、ガスコージェネレーション発電、小水力発電といった3つ電源を組み合わせて発電しているケースもある。この場合、主要電源により何業と決めるのも難しいことが大きな課題の1つとしてある。2つ目として、最近、太陽光発電に関して環境面で問題が起きてきており、地元との調整に相当の時間を要する状況が起こっている。業種を格付けする意味では可能かもしれないが、それには少し慎重に対応したいという思いを強く持っていることをご理解していただきたい。

- 次回改定では実現していただきたいと思うが、それは「必ず」という強いレベルの「思い」である。
  - ← ISICでも「再生可能」と「非再生可能」という分類区分ができるようであり、そのような情報をしっかり捉えて考える必要があると思うので、御意見はしっかり受け止めたい。
- 次々回改定（15回改定）で改定するとなると、随分先という感じがする。本当は、なるべく早めに位置付けた方が良いと思うが、検討していただけるということなので、了承したい。検討の際には、例えば、太陽光発電のような再生可能エネルギーにどれだけのニーズがあるか、また、国際分類と整合性のある分類体系とするために必要なデータなどをしっかりと収集しながら準備し、次々回では必ず供給面からの分類として確実に設定することが重要だと考える。

#### 《「施設給食業」の新規立項案に係る量的基準に係る補足説明》

- 「施設給食業」を新たに立てた場合、「給食センター」も「施設給食業」に入るという理解でよいか。前回（第12回検討チーム）の資料では、「給食センター」は、「7721 配達給食サービス業」と「7731 施設給食業」の両方に入っている。
  - ← 改定案において、「給食センター」は「7731 施設給食業」の内容例示として入れている。今回の改定では、現行の小分類「772 配達飲食サービス業」の細分類「7721 配達飲食サービス業」の内容例示にあった「施設給食業」を取り出し、新たに小分類項目として立項し、その細分類の「7731 施設給食業」の内容例示としては「給食センター」、「病院給食業」及び「機内食提供サービス業」の3つとし、これらのうち「給食センター」及び「病院給食業」については、「7721 配達飲食サービス」の×例示と整理したところである。

※ 次回の検討チームは、令和5年2月10日（金）14：00～16：00にWeb会議により開催する。  
本日の議事概要は、内容を確定した上で本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

（以上）